

通学区域の見直しについて（事務局案）

1 適用時期

令和9年4月1日

2 水深小学校通学区域の変更

- ① 下高柳地区の内、市道138号線以西の区域を加須南小学校の通学区域に編入
- ② 下高柳地区の内、県道加須菖蒲線以西の区域を加須南小学校の通学区域に編入
- ③ ①に加え、常泉地区を加須南小学校の通学区域に編入
- ④ ②に加え、常泉地区を加須南小学校の通学区域に編入
- ⑤ その他

3 水深小学校通学区域の変更に伴う中学校の通学区域の変更

- ① 下高柳地区の内、市道138号線以西の区域を昭和中学校の通学区域に編入
- ② 下高柳地区の内、県道加須菖蒲線以西の区域を昭和中学校の通学区域に編入
- ③ ①に加え、常泉地区を昭和中学校の通学区域に編入
- ④ ②に加え、常泉地区を昭和中学校の通学区域に編入
- ⑤ その他

※ 小学校の通学区域にあわせて、中学校の通学区域を変更する。

※ 適用時期については小学校通学区域の変更時期とあわせる。

4 新学区に該当する児童生徒の対応

現在水深小学校に通学する児童や兄弟が水深小に通う新入児等の対応については、移行措置・期間を含めて今後検討。